

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きはお済みですか？

大学・短大・大学院・専修学校などに在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。

在学届をまだ提出されていない方は、至急在学学校へ届け出てください。

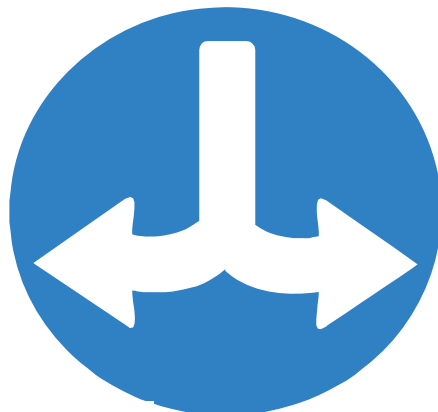
在学届用紙は「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページ
(<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html>) に掲載されています。

在学届に関するお問合せは在学している学校へ

高校、大学等で奨学金を借りて 貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合

⇒ 在学している学校に
「在学届」を提出



◆返還を始める場合

⇒ 初回の返還が振替不能と
ならないよう注意してくだ
さい。

<在学猶予に該当するのは…>

- ① 奨学金を借りていた方が進学した場合
- ② 奨学金の貸与終了（辞退・廃止となつた方も含む）後も引き続き学校に在学（留年中を含む）している場合

※在学猶予を希望しない場合は、
返還開始となります。

※聴講生・研究生・選科履修生・
科目履修生等の場合は在学猶予の
対象となりません。